事務局長　おはようございます。
委員の皆様におかれましては、公私とも大変お忙しいところ、総会にご出席いただき誠にありがとうございます。
本日は、農業経営基盤強化促進基本構想の変更にかかる案件がございますので、市の農業振興課から杉山課長と担当の小笠原さんに出席いただいております。この後、議案の説明等お願いしておりますので、よろしくお願いいたします。
本日、欠席の届け出が、１番、鈴木正雄委員、４番、佐藤学委員、２３番、田村誠市委員から出ております。

事務局長　それでは、ただいまから第３回大仙市農業委員会総会を開催いたします。
はじめに、会長からご挨拶を頂戴いたします。　（午前９時５５分　開会）

細谷精悦会長　（会長挨拶）

事務局長　ありがとうございました。
会議に先立ち出席委員数をご報告させていただきます。
ただいまの出席者は２１名となっております。
会議規則第９条の規定による定足数に達しており、本総会は成立していることをご報告申し上げます。

事務局長　続きまして、前回８月９日の総会から本日までの主な業務報告を申し上げます。お手元に配付しております第３回総会までの業務報告書をご覧願います。
８月９日に第２回農業委員会総会を委員２１名、推進委員１名の出席をいただき、神岡農村環境改善センターにおいて開催しております。
総会終了後には、第２回役員会を役員８名の出席をいただき開催しております。
１１月に開催の秋田県農業委員会大会に提案する政策等について、ご協議いただいております。
８月２２日には、広報専門委員会を委員９名の出席をいただき、神岡庁舎１階会議室において開催しております。１０月１日発行の農業委員会だより第２５号の掲載内容についてご協議いただいております。
８月３０日には、令和５年度市町村農業委員会地区別研修会が横手市民会館で開催され、委員１７名、推進委員１７名が出席しております。
その他の業務につきましては、配付いたしました資料のとおりとなっておりますので、ご確認いただきたいと存じます。
以上で、主な業務報告といたします。

事務局長　それでは、大仙市農業委員会会議規則により、会議の進行は会長にお願いいたします。

議　長　本日の会議を開催します。
はじめに、議事録署名委員を決めたいと思いますが、当席より指名することにご異議ございませんか。
（異議なしの声）

議　長　異議なしと認め、5番、信田浩則委員、6番、本間隆喜委員の両名を議事録署名委員に指名いたします。

議　長　議案第１号の農業経営基盤強化促進法施行規則第２条の規定による意見についてを議題とします。

事務局長　議案第１号、農業経営基盤強化促進法施行規則第２条の規定による意見について
農業経営基盤強化促進法第６条第１項の規定による農業経営基盤強化促進基本構想の変更について、同法施行規則第２条の規定により、大仙市長より大仙市農業委員会会長あて諮問があったので意見を求める。

令和５年９月７日　提出
大仙市農業委員会　会長　細谷　精悦

議　長　本案件について、農業振興課の説明を求めます。

農業振興課　ただ今、ご紹介いただきました農業振興課の杉山と申します。日頃より市の農業施策につきましては農業委員の皆様、最適化推進委員の皆様から、多大なるご理解、ご協力をいただきありがとうございます。
また、今年の７月から新しく委員になられた皆様方におかれましては、他の委員と同様に、市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想や、農振地域の整備計画の変更等について、いろいろとご意見をお聞かせ願うことが多々あると思いますので、今後もどうかよろしくお願いいたします。
さて、本日は農業振興課から私と担当の小笠原主事の２人で議案の説明をさせていただきます。
議案第１号、農業経営基盤強化促進法施行規則第２条の規定による意見についてでありますが、今般の見直しは人・農地プランの法定化により、県が今年６月に基本方針を改正したことに起因するものでございます。また、見直しをするに当たっては農業経営基盤強化促進法施行規則第２条の規定により、農業委員会、農業協同組合から意見を頂戴することとなっておりますので、お諮りさせていただくものでございます。
見直し内容の詳細につきましては、担当の小笠原主事から説明させていただきます。

参　与　農林部農業振興課の小笠原と申します。よろしくお願いいたします。
市で定めております農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想についての変更案を私の方から説明させていただきます。すみませんが座って説明させていただきます。
資料の１をご覧ください。
まずはじめに、本文中に記載されております、今回の変更の大本となっている農業経営基盤強化促進法についてご説明いたします。農業経営基盤強化促進法は、効率的かつ安定的な農業経営を育成するという目的を実現するため、農用地の利用集積、生産方式・経営管理の合理化などを進めていく意欲ある農業経営者を総合的に支援するために国が平成５年に制定したものです。具体的には、認定農業者・認定新規就農者制度や農業経営基盤強化促進事業、農地中間管理事業そのほか農業経営の基本的指標や支援の仕方など担い手に係る事項について記載されています。
今回の基本構想の見直しは、この農業経営基盤強化促進法が令和５年４月に一部改正になったことに伴い、県が定めた基本方針が見直されることから、農業を担う者の確保・育成、農用地の効率的かつ総合的な利用及び地域農業経営基盤強化促進計画に関する追加、変更を行うものであります。
囲み書きになっているところをご覧ください。米印の一つ目、農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針という県で定めている方針ですが、国の経営基盤強化法施行令第１条により、県でおおむね５年ごとに、その後１０年間について定めることとしております。前回の令和３年７月の改正が５年ごとの改正となっております。また、情勢の推移を鑑みて変更ができることになっており、今回はこちらの一部改正となっ

ております。
米印の二つ目、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想ということでこちらは市で定めているものですが、経営基盤強化法第６条３項により、市は県の基本方針に即して基本構想を作成しなければならない、となっております。
また、経営基盤強化法施行規則の第２条により、市の基本構想を策定・変更をする際には農業委員会で意見をお伺いすることとなっておりますので、今回の総会にお諮りすることとなった次第です。
その下ですが、主な見直し内容といたしましては、第１、農業経営基盤の強化の促進に関する目標の中、新規就農者の累計が令和元年度末時点２７３人から令和４年度末時点３３７人に変わるほか、地域計画の追記等、表現の適正化などの所要の改正を行います。
その下、第４、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標及びその他農用地の利用関係の改善に関する目標ですが、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標及び農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する目標と改め、所要の改正を行い第５へ移動します。第４には農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備その他支援の実施に関する項目を新設いたします。
その下、第５、第６、第７ですが第４の新設により、一つ項目が移動しまして、第６、第７、第８となります。
資料２の新旧対照表をご覧ください。右側が改正前で現行のもの、左側が改正後で今回の改正案となります。主にこちらの対照表を使いながら変更点をご説明させていただきます。前後の文章が省略されている場合がありますが、その場合は資料③の基本構想の本文を参照しながらご覧ください。
まずは最初のページですが、目次となっております。改正内容は、資料１で説明いたしましたので省略し、本文の内容について詳しくご説明いたします。ページめくっていただきまして、第１から説明させていただきます。
第１、農業経営基盤の強化の促進に関する目標ですが、農業経営基盤の強化の促進に関する方向に変更しております。ここでは主に、大仙市農業の概要について書かれていますので、現在の状況に応じて所要の改正を行っております。
第２項ですが、本市農業の基幹作目である水稲について書かれております。改正後はコロナ禍の収束により外食産業向けの販売は回復基調にあるものの、物価高騰による消費者の節約志向からくる需要の減少によって米の需要が見通せないことから米価が低迷している、としており、県の基本方針に即し、昨今の情勢を反映させた形で、米価低迷の理由を変更しております。
その下、第５項では農業経営の目指すべき水準を明らかにし、各市町村で年間総労働時間や年間農業所得等の詳細な目標を定めております。その文章中に出てきます、実質化された人・農地プランですが、今回の国の経営基盤強化促進法の改正により人・農地プランは法定化され、地域農業経営基盤強化促進計画と名称が変わりましたので、表現の修正を所要の箇所で行っております。
また、各市町村では地域計画に関する話し合いを基本として、８つの取り組みを行うものとしております。その中のオ、各地域の担い手を明確化するとともに、地域農業の中心的な担い手である集落営農の統合・再編を促進し、より競争力の高い経営体の確保と次世代への円滑な経営継承を図る、とありますが、人、農地プランの法定化によりこちらも各地域の担い手から地域計画により担い手を中心とした目指すべき将来の農用地利用の姿へ変更しております。
その下、第６項では既に説明させていただいた箇所ですが、本市における新規就農者の状況ということで、令和元年度末累計が２７３人に対して令和４年度末累計が３３７人で最新の数字に変更しております。次のページですが、県の基本方針で掲げられた年間の新規就農者を全県で２７０人確保するという目標ですが、今回の改正で３１０人へ更新となっております。その下、第７項では市町村から県へ表現の適正化

を行っております。
　次のページ、第４、農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備その他支援の実施に関する事項をご覧ください。こちら、県の農業経営・就農支援センターの新設に伴い追加された項目です。秋田県農業経営・就農支援センターとは、県が農業公社へ事務局を委任し、専門的な知識を有する人員によって、就農及び経営相談にワンストップで対応し、支援する窓口です。県の相談窓口ですので、市役所農林部にこのような窓口はありませんが、県の支援センターと同様に相談対応・情報提供等サポートを円滑に行えるよう表記いたしました。
　第１項、農業を担う者の確保及び育成の考え方ですが、効率的かつ安定的な農業経営を展開する農業経営体や新規就農者、マルチワークの一つとして就農を選択する者に対して、相談対応や情報提供、研修の実施等サポートを行っていくという大仙市の考え方を記載しております。
　第２項、市が主体的に行う取組といたしまして、新規就農者や雇用就農、移住就農に関する情報提供、関係機関・団体との一体的な支援。経営改善等に係る研修会、セミナー等の周知。地域計画に位置づけられた者の指導助言。その他、農業を担う者を幅広く確保・支援するための活動。以上の４つの取り組みを記載しております。
　第３項、関係機関との連携ですが、円滑なサポートを行うため、各関係機関との連携を明記しております。
　大仙市及び大仙市農業委員会は、農業公社との連携によって、担い手の規模拡大や新規就農者の農地取得が円滑に進むよう支援いたします。地域振興局農林部には、先ほど説明いたしました、支援センターのサテライト窓口が設置されておりますので、情報共有等一体的な支援を行います。大仙市、大仙市農業委員会及び土地改良区は生活や生産基盤などの側面から、安定した経営を目指した相談対応を行います。農業協同組合は、営農技術の指導の他、経営移譲を希望する農業者の情報共有を各関係機関と行い、必要に応じてサポートいたします。
　続きまして、第５、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に対する目標及びその他農用地の利用関係の改善に関する目標についてですが、改正後は効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標及び農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する目標としております。第１項では効率的かつ安定的な農業経営体が地域の農用地の利用に占める面積集積目標及び面的集積に関する目標について記載しております。変更前は面的集約の割合を高めることを目標とし、農用地を一定のまとまりで団地化するよう努めるものとしておりましたが、この項目が削除になり、地域計画の達成のため効率的かつ安定的な農業経営を営む者に農用地の集約化を図る旨記載しております。なお、地域の担い手への面積集積目標は８０パーセントで変更はありません。
　次のページ、第６、農業経営基盤強化促進事業に関する事項をご覧ください。
　こちらも、第４の追加により項目の数字を変更するほか、人・農地プランから地域計画への表現の訂正等所要の改正を行いました。
　その下、第５項　新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する基本的な事項の（２）ですが、①の新規就農者の就農後の営農指導等フォローアップについて追記いたしました。主に第４の内容と変わりありませんが、認定農業者や指導農業士からもご支援をいただく旨記載しております。②ですが、人・農地プランから地域計画へ変更したほか、国の新規就農者支援の農業次世代人材投資資金が令和４年から名称を変更いたしまして、就農準備資金・経営開始資金や経営発展支援事業と表現の適正化を行っております。
　次のページですが、こちらについても同様に表現の適正化を行っておりますので、説明は省略させていただきます。
　基本構想の変更案につきましては、説明は以上となります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議　長　　説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。
（なしの声）

議　長　　質疑無いようですので、これより採決いたします。
本案件について、原案のとおり同意することに賛成の方は、挙手をお願いします。
（賛成者挙手）

議　長　　全員賛成ですので、本案件は原案のとおり同意することに決定しました。
ここで、農業振興課の職員が退席いたしますので暫時休憩します。
（午前10時21分　休息）

議　長　　休憩前に引き続き会議を再開します。　（午前10時25分　再開）
議案第２号の農地法第３条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局長　　議案第２号、農地法第３条の規定による許可申請について
農地法第３条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める

令和５年９月７日　提出
大仙市農業委員会　会長　細谷　精悦

議　長　　事務局の説明を求めます。

参　与　　４ページ、５番をご説明します。
移転される農地は、豊岡○○○○○○○○、地目が田、面積○○○○○平方メートル、外、田２筆、計３筆、合計面積○○○○○平方メートルです。
贈与による所有権移転です。
譲渡人は、○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○さん、４８歳です。
譲受人は、○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○さん、４５歳です。
申請理由としまして、譲渡人の○○さんは父から相続した宅地を不動産仲介業者に依頼し売却を希望しておりました。申請のあった農地３筆は、この宅地を取り囲む位置にあり農地として活用してもらえるのであれば、宅地の購入者へ無償で提供してもよいという○○さんの意向から今回の贈与となったものです。
譲受人の○○さんは、現在、妻とともに○○○の妻の実家に居住し営農しておりますが、居住地からあまり離れていないこの物件を気に入り、宅地を買い受けし、当該農地の贈与を受けるものです。

参　与　　次に、６番をご説明します。
農地の所在が、下鴬野○○○○○○○、地目が田、面積○○○平方メートル、外、田１筆、計２筆、合計面積○○○○○平方メートルです。
新規の賃貸借権の設定です。
貸付人は、○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○さん、８５歳です。
借受人は、○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○さん、６７歳です。
申請理由としまして、借受人の○○○○さんは、以前から強化法により、借り受けしておりました。今回、この契約の更新時期となりましたが、○○○○さんは、経営規模を縮小していることから、農地法第３条の賃貸借契約に切り替えるものです。設定期間は５年で、１０アール当たりの賃借料は○○○○○○円で、以前からの契約内容と同条件で契約するものです。

事務局長　議案第２号につきましては、ただいま説明いたしました２件のほかに、有償所有権移転２件、使用貸借権設定の更新５件がございます。
９ページの農地法第３条の調査書をご覧ください。農地法第３条第２項各号には該当しない旨記載したもので、結果許可要件を満たしているものと考えます。
よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議　長　説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。
（なしの声）

議　長　質疑無いようですので、これより採決いたします。
本案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。
（賛成者挙手）

議　長　全員賛成ですので、本案件は原案のとおり許可することに決定しました。

議　長　次に、議案第３号の農地法第５条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局長　議案第３号、農地法第５条の規定による許可申請について
農地法第５条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める

令和５年９月７日　提出
大仙市農業委員会　会長　細谷　精悦

議　長　事務局の説明を求めます。

参　与　１０ページ１番をご覧ください。
位置図及び配置図は、資料の１、２ページになります。
農地の所在は、大曲船場町１丁目〇〇〇〇〇、地目が田、面積〇〇〇平方メートル、外、田１筆、計２筆、合計面積〇〇〇〇〇平方メートルです。
使用貸借による一時転用の案件です。
貸付人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん。
借受人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さんです。
申請理由につきまして、借受会社は〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の花火関連施設建設工事を請け負っており、現場近くに仮設現場事務所および車両置場が必要となったことから、当該農地を一時転用するものです。
なお、以前より貸付人は、申請農地にビニールハウスを設置して利用していましたが、花火関連施設の建設に合わせてハウスの撤去を考えていたそうです。今回、賃借料の代わりとして借受会社にビニールハウスの撤去や処分を請け負ってもらうことから、使用貸借での転用となります。
許可基準における立地基準につきまして、申請地は、都市計画法に規定する用途地域が定められており、第３種農地に区分されるため、原則許可することが認められています。
また、一般基準につきましても、添付書類等を勘案した結果、許可要件を満たしているものと判断いたしました。

参　与　１０、１１ページ２番をご覧ください。
位置図、配置図につきましては、資料３、４ページになります。
農地の所在は、神宮寺〇〇〇〇〇〇〇、地目が田、〇〇〇平方メートル、外、田

１０筆、合計面積〇〇〇〇〇平方メートルです。
所有権移転と、一部賃貸借の案件です。
土地所有者は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さんと、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さんです。
申請会社は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さんです。
申請理由につきまして、申請会社は、店舗、マンション、ホテルなどの建築やその建物の管理業務を行っていますが、今回、需要が見込めるとして国道１３号、神宮寺バイパス沿いにコンビニエンスストアの建設を計画したものです。なお、コンビニエンスストアの名称については、〇〇〇〇〇〇〇と伺っています。
土地の取り扱いについては、〇〇さんについては、売買による所有権移転で１平方メートル当たり〇〇〇円、総額〇〇〇〇円となります。〇〇さんについては、賃貸借により、設定期間３０年、１平方メートル当たり〇〇〇円、年額〇〇〇〇〇円となっています。
なお、配置図の方に後川と記載されていますが、川の西側の申請地が〇〇さん、東側の広い方が〇〇さんの農地となっています。
許可基準における立地基準につきましては、申請地は概ね１０ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にあることから、第１種農地に区分されますが、このコンビニエンスストアは、農地法施行規則第３５条第４号に規定される、主要な道路の沿線に建設されるもので、店舗のほか、駐車場や飲食スペースを備えた、運転者の休憩が可能な施設に当たることから、立地基準を満たしているものと判断いたしました。
なお、一般基準につきまして、添付書類等を確認した結果、許可要件を満たしているものと判断いたしました。更に、本案件は、今年７月開催の総会において、農振除外案件として同意をいただいた案件になります。

参　与

１１ページ、３番をご説明します。
位置図、配置図につきましては、資料の５ページ、６ページをご覧ください。
農地の所在が、長野〇〇〇〇〇〇〇〇、地目が田、面積〇〇〇平方メートル、外、田１筆、計２筆、合計面積〇〇〇平方メートルです。
売買による所有権移転の案件です。
譲渡人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん。
譲受人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇さんです。
申請理由につきましては、譲受人は、現在、〇〇地域のアパートに妻子とともに４人で居住しておりますが、〇〇地域の出身の方になります。子供の成長に伴い手狭となってきたことから、住宅の新築を考えておりましたが、今回、中仙地域に希望する物件があったことから転用の申請をしたものです。
売買価格は、総額〇〇〇〇円、１平方メートル当たりに割り返しますと〇〇〇〇〇〇円になります。
農地転用の許可基準における立地基準につきましては、申請地の周辺は、宅地化が進んでおり、水道管、及び下水道管が埋設されている道路の沿道にあります。また、概ね５００メートル以内に介護老人保健施設の八乙女荘、及び羽後長野駅前内科の２つの医療施設が有ることから、農地法施行規則第４３条第１号に規定する第３種農地に区分されると考えられます。第３種農地は原則許可することが認められているため許可要件を満たしているものと判断いたしました。
また、一般基準につきましても、添付書類等を勘案した結果、許可要件を満たしているものと判断いたしました。

参　与

次に１２ページ４番をご説明いたします。
位置図、平面図につきましては、資料７ページ、８ページをご覧ください。

農地の所在が下鴬野〇〇〇〇〇〇、地目が田、面積〇〇〇平方メートル、外、田４筆、計５筆、合計面積〇〇〇〇〇平方メートルです。
賃貸借による一時転用の案件です。
貸付人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん、外２名です。
借受人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇、〇〇〇〇〇さんです。
申請理由につきましては、砂利採取のための一時転用です。
設定期間は、許可日から１年間、１平方メートル当たりの賃借料は、〇〇〇円となっております。
許可基準における立地基準につきましては、申請地は農用地区域内にあることから原則許可できませんが、例外として、農地法施行令第１１条第１項第１号により、一時的に砂利採取のため農地を使用するものであることから、許可基準を満たしているものと判断いたしました。
また、一般基準につきましても添付書類等を勘案した結果、許可基準を満たしているものと判断いたしました。

議　長　　事務局からの説明が終わりました。これより現地調査されました委員から補足説明をお願いいたします。

議　長　　案件1番についてお願いします。

髙川吉昭委員　　１2番、髙川です。
先程の説明にもありましたが、大曲の花火関係の事案でございます。昨年申請許可のありました土地の隣接地でございまして、近所の家々や周辺の土地に対して何ら迷惑のかからないことを確認してまいりましたので、どうかよろしくお願いいたします。

議　長　　案件2番についてお願いします。

竹原まゆみ委員　　１９番、竹原です。
申請地は交通量の多い国道１３号線に面しておりましたし、また駐車場が必要であることも確認してきました。近所の方々や周りの土地に迷惑をかけることは無いと思われますので、どうかよろしくお願いいたします。

議　長　　案件3番、4番についてお願いします。

玉井慎太郎委員　　９番、玉井です。
まず案件３番についてご説明させていただきます。申請地は、宅地化が進んでいるところにありまして現在空き地のような状態となっておりましたが、付近の方々や近くの土地に迷惑をかけることは無いと判断されますので、どうかよろしくお願いいたします。

玉井慎太郎委員　　続いて案件４番についてですが、周辺住民の理解も既に得ておりましたし、また周りの土地に迷惑をかかることも無いと思われますので、どうかよろしくお願いいたします。

事務局長　　現地調査大変ありがとうございました。
それでは、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議　長　　質疑に入ります。質疑ございませんか。
（なしの声）

議　長　　無いようですので、これより採決いたします。
本案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。
（賛成者挙手）

議　長　　全員賛成ですので、本案件は原案のとおり許可することに決定しました。

議　長　　次に、議案第４号の農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを議題とします。

事務局長　　議案第４号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和４年法律第５６号）附則第５条の改訂により改正前の農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める

令和５年９月７日　提出
大仙市農業委員会　会長　細谷　精悦

議　長　　事務局の説明を求めます。

参　与　　１５ページ３番と、１５ページから１６ページ４番は関連がありますので一括でご説明します。
利用権を設定する農地は、上鴬野〇〇〇〇〇〇、地目が田、面積〇〇〇〇〇平方メートル外、田７筆、計８筆、合計面積〇〇〇〇〇〇〇平方メートルです。
３番が新規の賃貸借権設定で、４番が賃貸借権の更新です。
利用権を設定する方は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん。
利用権の設定を受ける方は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さんです。
設定期間は、３番が５年１箇月、４番が５年で、１０アール当たりの賃借料はどちらも〇〇円です。
申請理由といたしまして、３番の上鴬野〇〇〇の農地は以前、砂利採取事業のため、一時転用し転用完了後は、転用前から耕作していた〇〇〇〇さんに作業受委託により農作業をお願いしておりましたが、実態にあわせるため、４番の利用権設定の更新時期に合わせて賃貸借権の設定するものです。

参　与　　１８ページの８番と９番については関連がありますので、一括で説明いたします。
利用権を設定する農地は、大仙市藤木〇〇〇〇〇〇〇〇、地目は田、面積〇〇平方メートル、外、田５筆、計６筆、合計面積〇〇〇〇〇平方メートルです。
農地中間管理機構を活用した新規の利用権設定です。
利用権を設定する方は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん外２名です。
利用権の設定を受ける方は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇さんです。
期間は１０年間、賃借料は１０アール当たり〇〇円です。
申請理由として、当該農地は以前は〇〇さんの父親が耕作しておりましたが、亡くなったため、父親の名義で借りている農地の契約を自らの名義に切り替えるものです。
なお、以前の契約の終期が来たものから順次名義の切り替えを行っているため、この時期の議案上程となったものです。

参　与　　１９ページ、１１番をご覧ください。

農地の所在は、協和小種〇〇〇〇〇〇〇、地目は田、面積〇〇〇〇〇平方メートル、１筆です。
農地中間管理機構新規を利用した新規の利用権設定です。
利用権を設定する方は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん、８４歳です。
利用権の設定を受ける方は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇さんです。
設定期間は６年４か月、賃借料は１０アール当たり〇〇円です。
申請理由といたしましては、圃場整備事業の換地手続き完了に伴い、中間契約の再手続をするものです。
当該農地は、協和川口地区農地集積加速化基盤整備事業の地区内にあり、今年の３月に換地の登記が完了いたしました。申請農地の従前地の中に、中間管理機構をとおして利用権設定した筆と自作地が混在しておりました。このため、従前の契約を解約のうえ、換地後の申請農地に新たに利用権設定する必要があったことから、新規の契約となったものです。なお、ほかの契約と終期を合わせたことから、貸借期間が６年４ヶ月となっております。

参　与　　１９ページ１２番と１３番は関連がありますので、一括でご説明させていただきます。
利用権を設定する農地は、高梨〇〇〇〇〇〇〇〇、地目は田、面積〇〇〇〇〇平方メートル、外、田６筆、計７筆、合計面積〇〇〇〇〇平方メートルです。
農地中間管理機構を活用した新規の利用権設定です。
利用権を設定する方は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん、６７歳外１名です。
利用権の設定を受ける方は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇さんです。
設定期間は１０年、１０アール当たりの賃借料は〇〇〇〇〇〇〇円となっております。
申請理由といたしまして、２案件とも美郷町に隣接している農地で、畑屋中央地区のほ場整備事業に伴う農地中間管理機構を通した契約になります。大半の契約対象の農地は美郷町にありますが、既に先月の美郷町の農業委員会総会で、〇〇〇ヘクタールが承認済みとなっております。なお、受け手法人の〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇につきましては、今年の３月に圃場整備の関係により設立したものです。

事務局長　　その他の案件についてご説明させていただきます。
議案第４号につきましては、ただいま説明いたしました７件のほかに、所有権移転１件、賃貸借権設定の更新５件がございます。
今回の所有権移転における田の売買価格につきましては、１件のみでございまして、１０アール当たり〇〇〇円で妥当な契約金額と推察しております。
次に、賃貸借権設定における田の賃借料の金額でありますが、説明案件を除き、１０アール当たり〇〇円から〇〇〇〇〇〇〇円と若干の幅がございます。これについても、圃場等の条件や契約者双方の意向もあり、妥当な契約金額と推察しております。
いずれも改正前の農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしているものと考えておりますので、よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議　長　　説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。
（なしの声）

議　長　　無いようですので、これより採決いたします。

本案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。
（賛成者挙手）

議　長　　全員賛成ですので、本案件は原案のとおり許可することに決定しました。

議　長　　次に、議案第５号の農用地利用集積等促進計画案の承認についてを議題とします。

事務局長　　議案第５号、農用地利用集積等促進計画案の承認について
農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条、及び第１９条の規定による農用地利用集積等促進計画案について意見を求める

令和５年９月７日　提出
大仙市農業委員会　会長　細谷　精悦

議　長　　事務局の説明を求めます。

参　与　　２０ページ、１番をご覧ください。
農地の所在は、協和小種〇〇〇〇〇〇〇、地目は田、面積〇〇〇〇〇平方メートル、外、田１筆、合計面積〇〇〇〇〇平方メートルです。
農地中間管理機構により設定された利用権の移転です。
利用権の移転を受ける方は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇〇さんです。
期間は２０年間、賃借料は１０アール当たり〇〇〇〇〇円で、前の契約を引き継ぎます。
申請理由として、当該農地は、農地中間管理機構関連ほ場整備事業の令和６年度採択を予定している〇〇〇〇〇〇〇〇にありますが、新たに設立される〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇に集積することとなったため、以前の受け手である、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇から権利を移転する手続きをするものです。

事務局長　　議案第５号、１件について説明させていただきました。
よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議　長　　説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
（なしの声）

議　長　　無いようですので、これより採決いたします。
本案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。
（賛成者挙手）

議　長　　全員賛成ですので、本案件は原案のとおり許可することに決定しました。

議　長　　次に、議案第６号の大仙市農業委員会規則の一部を改正する規則についてを議題とします。

事務局長　　議案第６号、大仙市農業委員会規則の一部を改正する規則の制定について、本委員会の承認を求める。

令和５年９月７日　提出

大仙市農業委員会　会長　細谷　精悦

議　長　　事務局の説明を求めます。

参　与　　大仙市農業委員会規則の一部を改正する規則についてをご説明します。
大仙市農業委員会規則の第８条第２項で、役員会の委員は会長、会長職務代理者のほか、前条で規定されている専門委員会の正副委員長をもって充てる、と規定されています。
改選後、初の役員会を前回８月９日の総会後に開催した際、役員不在の地域があることから、当該地域について幹事をおいてはどうか、という案が出ました。
そのため、農業委員会規則第８条第３項に、前項に規定する委員に加え、必要なときは幹事を置くことができる、を新たに加えるものです。
なお、幹事の人選につきましては後ほど開催される役員会にて選任し、来月の総会でご報告させていただく予定です。

議　長　　説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
（なしの声）

議　長　　無いようですので、これより採決いたします。
本案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。
（賛成者挙手）

議　長　　全員賛成ですので、本案件は原案のとおり許可することに決定しました。

議　長　　次に、報告第１号の農地法第６条第１項の規定（農地所有適格法人）による報告についてを議題とします。

事務局長　　報告第１号、農地法第６条第１項の規定（農地所有適格法人）による報告について
下記の者から、農地法第６条第１項の規定により書類提出があったので、これを報告する

令和５年９月７日　提出
大仙市農業委員会　会長　細谷　精悦

議　長　　事務局より報告願います。

参　与　　２３ページの一覧表ご覧ください。記載の３つの法人からの報告がありました。
順に読み上げるところですが、総会時間の短縮のため、省略させていただきます。ご了承ください。
詳細につきましては、２４ページか３２ページをご覧ください。
結果、全ての法人が農地所有適格法人の要件を満たしていると判断いたしました。

議　長　　以上報告といたします。

議　長　　本日の日程は全て終了いたしました。
その他、事務局から何かございませんか。

その他
（１）農業における要望調査について
（２）秋田県農業会議政治連盟への寄付金について

議　長　　委員の方々から何かありませんか。

議　長　　無いようですので、以上をもちまして、第3回大仙市農業委員会総会を閉会いたします。
本日は、ご苦労様でした。

（午前１１時００分　閉会）